

仕様書

1. 業務名 令和6年度須恵町ひとり親家庭への子育て応援食材支給業務

2. 履行期間 契約締結日 ～ 令和7年3月31日

3. 業務内容

支給要件を満たす須恵町内のひとり親世帯に対して、献立を考え、世帯人数分の食材を調達し、対象世帯ごとに梱包する。その食材を週に1回、対象世帯の自宅へ配達する業務。

なお、本事業によるものであることが分かるよう、段ボール箱等に業務名を明記する。

- (1) 献立を考える。
- (2) 食材を調達する。
- (3) 食材の梱包用段ボール等を調達する。
- (4) 町から対象世帯の情報提供を受け、宅配ルートを考える。
- (5) 対象世帯ごとに食材を梱包する。
- (6) 対象世帯の自宅に食材を宅配する（週1回、世帯人数分の1食分を宅配）。
- (7) 事業者は、本事業に係る宅配記録等を作成する。
- (8) 実績報告をまとめ、毎月10日までに町に報告する。

実績報告については、次のとおりとする。ただし、町との協議により変更する場合があります。なお、様式は問わない。

- ① 請求額がわかるように1食分の単価と支給数を報告すること。
- ② 宅配結果（手渡し、留守置き、配達不可など）を報告すること。

4. 予定数量

- (1) 世帯数 毎週50世帯程度
- (2) 人数 毎週200人程度

予定数量はあくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が予定数量に満たない場合であっても、本町は一切の責めを負わないこととする。

5 実施場所

須恵町内

6. 委託料

- (1) 本業務は、週に1回、1世帯へ配達する1食分の食材セットの単価及び支給数、その配達料それぞれに消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数については切り捨てる）をもって委託料とする。

- (2) 手渡しや留守置きができなかった場合で、再度配達を行う場合において、それに係る配達料を別途請求することはできない。
- (3) 本業務に係る委託料は、毎月の事業完了後、実績報告に基づいて請求書を作成し請求するものとする。この場合において、当該月分の委託料は、請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

7. 宅配日

上記「2. 履行期間」内において、令和6年7月の第1週目から宅配を開始し、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日を宅配日とする。ただし、年末年始期間において、事業者が休業により宅配を行うことができない日があるときは、この限りではない。

8. 留意事項

- (1) 事業者は、委託業務の実施にあたって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、かつ配達時の衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (2) 事業者は、委託業務の実施にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (3) 委託業務を実施するために機械・器具等が必要となる場合は、事業者負担とする。

9. 個人情報保護

本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、須恵町個人情報保護法施行条例（令和5年須恵町条例第6号）及びその他の関係法規等を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、本事業の実施に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、業務を実施するため町から提供を受けた情報（個人情報を含む）及び本事業活動において収集作成した情報等を本業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 事業者は、業務を実施するため町から提供を受けた情報（個人情報を含む）及び本事業活動において収集作成した個人情報の内容を、漏えい、き損または滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 個人情報の保護については、委託期間が満了し若しくは委託を取り消された後においても遵守しなければならない。

10. その他

この仕様書に記載のない事項及び不明な点については、須恵町子育て支援課と協議すること。